

## JPVA Public Affairs ; 番組編集基準

放送法は、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」と、放送番組編集の自由をはっきりと保障しています(法3条)。その上で、放送法は、番組編集に関する一定のルールを設け、放送事業者に対し自律的な取り組みを求めています。

一方、有線テレビジョン放送法では、「有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。(法1条)」と定められています。

JPVA では、番組編集にあたって守るべきルールとしては、国内放送事業者共通の規定に加え、JPVA 参与事業者のみに関する番組編集基準を定めております。

JPVA 参与事業者は、都市圏交流人口に対するより社会的責任と公共的使命を求められる有線テレビジョン放送事業者であることを強く認識し、不偏不党の立場に立って、真実を伝え、公正な姿勢を貫くとともに、言論及び表現の自由を守り、また、民主主義の精神に従い、基本的人権の世論を尊び、法と秩序を尊重して、社会の信頼にこたえる放送番組づくりに努めております。

放送にあたっては、民間の特色を活かし、豊多彩、健全かつ清新な番組編成を方針とし、文化の向上、教育教養の普及に寄与するとともに、正確迅速な報道、豊かな生活情報、および魅力あるエンターテインメントを提供し、公共の福祉と産業経済の繁栄に貢献し、社会の良識と信頼にこたえて参ります。

● ; 国内放送を行う事業者すべてに求められている番組編集基準。

1. (1)公安および善良な風俗を害しないこと  
(2)政治的に公平であること  
(3)報道は事実をまげないですること  
(4)意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること
2. 教養、教育、報道、娯楽番組の相互の間の調和を保つこと  
など

● ; 上記に加え、JPVA 参与事業者に求められている番組編集基準。

1. 豊かで、かつ、都市圏交流人口層に有用な番組を機会損失無く放送することに

## JPVA Public Affairs; 番組編集基準

よって都市圏交流人口層の要望を満たすとともに大規模イベント文化水準の向上に寄与すること

2. 都市圏交流人口層向けのほか大規模イベントにおける PublicViewing 向け放送を行うこと
3. 過去の文化の保存、新しい文化の育成と普及に寄与すること

● ; JPVA 参与事業者は放送番組を次の基準によって編集いたします。

### 1. 人権

- (1)人命を軽視するような取り扱いはしない。
- (2)個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3)人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
- (4)人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- (5)国際親善を妨げるような放送はしない。

### 2. 宗教

- (1)宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公平に取り扱う。

### 3. 政治

- (1)政治上の諸問題は、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし、公平に取り扱う。
- (2)経済上の諸問題で一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期す。
- (3)法と正義を順守し、裁判係争中の事件について正しい法的措置を妨げるような取り扱いはしない。

### 4. 家庭と社会

- (1)家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2)暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
- (3)公益を乱すような放送はしない。

### 5. 犯罪

- (1)犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- (2)犯罪の手段や経緯については、必要以上に詳細な描写をしない。
- (3)睡眠薬・覚醒剤などの乱用を肯定したり、魅力的なものとして取り扱わない。

## JPVA Public Affairs; 番組編集基準

### 6. 性表現

- (1)一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- (2)視聴者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意する。
- (3)性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。
- (4)性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。
- (5)肉体を表現する時は、下品・わいせつ・卑わいな感を与えないように特に注意する。
- (6)出演者の言葉・動作・舞踏・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑わいな感を与えないように注意する。
- (7)風俗営業店及び風俗関連営業店を扱う時は、違法営業や未成年者や外国人の不法就労を是認するような取り扱いはしない。

### 7. 広告

- (1)広告は、わかりやすく適切な表現を用い、視聴者に錯覚をおこさせるような表現をしない。
- (2)下品な言葉使いはできるだけ避け、また、みだらな言葉や動作による表現はしない。
- (3)放送の内容や表現については、視聴者の生活時間との関係を十分に考慮する。

### 8. 上記の規定にない事項については「日本民間放送連盟放送基準」を準用する。

また、JPVA 参与事業者は、自ら番組編集の基準を定めて公表し、それによって、自己の放送を律するよう求められています。JPVA 参与事業者は、これを受けて、放送番組の適正を図るために放送番組審議会を設け、番組づくりに生かしています。

番組編集基準 作成日 2008年3月6日

⑩